

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名
----------------------	--------	-----

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名 称 (外 簡所)	所 在 地
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数				市 町 村
区	丁目	番 号	月	人	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動		
特別区内における従たる事務所等				異 動 区 分	異 動 の 年 月 日	名 称	所 在 地
所 在 地	名 称 (外 簡所)	月数	従業者数の 合計数	設 置	・	・	
1	千代田区			廃 止	・	・	
2	中央区			旧の主 たる事 務所等	・	・	
3	港区			均 等 割 額 の 計 算			
4	新宿区			区 分	税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)
5	文京区				円		税 額 計 算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)
6	台東区			特別区 のみに 事務所 等を有 する 場合	事務所等 の従業 者数 50人超 ①		円 0,0
7	墨田区				事務所等 の従業 者数 50人以下②		円 0,0
8	江東区				従たる 事務所 等所在 の特別 区		円 0,0
9	品川区				事務所等 の従業 者数 50人超 ③		円 0,0
10	目黒区				事務所等 の従業 者数 50人以下④		円 0,0
11	大田区			特別区 と市町 村に事 務所等 を有す る場合	道 府 県 分 ⑤		円 0,0
12	世田谷区				特別区 (市町 村分)		円 0,0
13	渋谷区				事務所等 の従業 者数 50人超 ⑥		円 0,0
14	中野区				事務所等 の従業 者数 50人以下 ⑦		円 0,0
15	杉並区			納 付 す べ き 均 等 割 額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦ ⑧			
16	豊島区			備 考			
17	北区			合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)			
18	荒川区						
19	板橋区						
20	練馬区						
21	足立区						
22	葛飾区						
23	江戸川区						

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式又は第6号様式(その2))、予定申告書(第6号の3様式又は第6号の3様式(その2))を提出する場合に添付してください。

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
----------------------	---	---	-----

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 簡所)	所在地
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数				市町村
区	丁目	番	号	月	人	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動	
特別区内における従たる事務所等				異動区分	異動の年月日	名称	所在地
所在地	名称 (外 簡所)	月数	従業者数の合計数	設置	・	・	
1	千代田区			廃止	・	・	
2	中央区			旧の主たる事務所等	・	・	
3	港区			均等割額の計算			
4	新宿区			区分	税率 (年額) (ア)	月数 (イ)	区数 (ウ)
5	文京区				円	月	税額計算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)
6	台東区			特別区のみ に事務所等 を有する 場合	主たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ①	円 0,0
7	墨田区					事務所等の 従業者数 50人以下②	円 0,0
8	江東区				従たる 事務所等 所在の 特別区	事務所等の 従業者数 50人超 ③	円 0,0
9	品川区					事務所等の 従業者数 50人以下④	円 0,0
10	目黒区			特別区と 市町村に 事務所等 を有する 場合	道府県分 ⑤		円 0,0
11	大田区				特別区 (市町村分)	事務所等の 従業者数 50人超 ⑥	円 0,0
12	世田谷区					事務所等の 従業者数 50人以下 ⑦	円 0,0
13	渋谷区				納付すべき均等割額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦ ⑧		円 0,0
14	中野区			備考			
15	杉並区			合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)			
16	豊島区						
17	北区						
18	荒川区						
19	板橋区						
20	練馬区						
21	足立区						
22	葛飾区						
23	江戸川区						

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式又は第6号様式(その2))、予定申告書(第6号の3様式又は第6号の3様式(その2))を提出する場合に添付してください。